

社会福祉法人はぐるまの会 評 議 員 報 酬 等 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はぐるまの会の評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会の実費弁償費)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、評議員職務として、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 但し、各年度の一人当たりの総額が1,000,000円を超えない範囲で支払うものとする

(出張旅費)

第5条 評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(職務証跡)

第6条 評議員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月17日より適用する

この規程は、令和5年6月24日より適用する

別表1 評議員報酬等（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費	備 考
評議員会出席報酬等	無	3,000 円	

別表2（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費	備 考
評議員業務報酬等	11,000円	3,000 円	報酬は、各年度の1 人当たり総額が100 万円以内とする

別表3（日額）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	20,000円	10,000円	実 費